

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第2項に基づき、課徴金額は、
(公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)

となる。

したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年5月23日の株式会社ベルックスの終値は、1,164円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

(1,164円 × 7,000株)

－ 買付価額 5,689,000円 (注) = 2,459,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、245万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 805 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 814 \text{円} \times 6,000 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。